

# 海ぶどう（塩水漬け）の適切な計量について

沖縄県計量検定所

## 【海ぶどう（塩水漬け）は計量法における「特定商品※」です】

商品を計量し、内容量を表示する場合、計量法（以下「法」という）が関わってきます。この法には「特定商品」が定められており、塩水に漬けた海ぶどうも「特定商品」に該当し、海ぶどうを計量し販売する場合、次の義務が課せられます。

※特定商品とは…内容量を表記したときに、表記量と実際の量の誤差を一定範囲にすることが定められている商品（全29品目）

### 1. 海ぶどうを密封して販売する場合

- ・内容量を「g」で容器・包装に表記する義務（第13条第1項）
- ・量目公差を超えないように計量する義務（法第13条1項）
- ・表記する者の氏名又は名称及び住所を付記する義務（法第13条第3項）
- ・正確に計量する努力義務（法第10条第1項）

### 2. 海ぶどうを密封しない場合で、「g」表記で販売する場合

- ・量目公差を超えないように計量する義務（法第12条第1項）
- ・正確に計量する努力義務（法第10条第1項）

## 【商品は販売時の内容量を表示】

特定商品は、商品を「販売するとき」までの間、内容量が量目公差内で維持されている必要があります。海ぶどうを塩水に漬けて販売する場合は、海ぶどうの内容量は販売時の内容量を記載してください（水戻し後ではありません）。 参考：計量法における商品量目制度Q&A集【全般－27】

### 〈量目公差について〉

量目公差とは、特定商品の品目ごとに定められている計量の許容誤差のことです。商品の内容量が表示量より不足している場合に適用されます。

- ・海ぶどうの量目公差（第17号海藻及びその加工品 加工海藻類 その他の加工海藻類 塩蔵海藻（塩わかめ、他））

量目公差表		
表 示 量		誤 差
5 g 以上	5 0 g 以下	6 %
5 0 g を超え	1 0 0 g 以下	3 g
1 0 0 g を超え	5 0 0 g 以下	3 %

【お問い合わせ】 沖縄県計量検定所 TEL 098-889-2775

沖縄県計量検定所 HP <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1010039/index.html>